

鳥栖市におけるヤングケアラーに関する 意識調査 報告書

【報告会用(2024年2月17日)】

主催:特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみか

協力:九州龍谷短期大学

後援:鳥栖市、鳥栖市教育委員会、鳥栖市社会福祉協議会

※本書は、ヤングケアラーの支援に関する一歩目の事業(令和5年度鳥栖市市民活動支援補助事業) により作成しました。

この調査結果については、後日ホームページ(http://www.npo-sumika.jp)にて公開いたします。

鳥栖市におけるヤングケアラーに関する 意識調査

九州龍谷短期大学 教授 鬼塚 良太郎

本調査の意義および目的

1)子どもの権利擁護

- ◆ヤングケアラーは、本来守られるべき子どもたちの権利が侵害されている 可能性がある(三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2020)。
- ◆「児童の権利に関する条約」(1989年・国際連合採択、1994年・日本批准) に照らし合わせても、様々な権利が侵害されている可能性がある。
- → その実態を調査することは子どもの権利擁護の観点から非常に重要である。

子どもの権利条約 4つの柱

1 生きる権利

2 育つ権利



3 守られる権利



4 参加する権利





©日本ユニセフ協会 イラスト: Hiromi Ushijima

2) ヤングケアラーの早期発見・早期対応

- ◆ヤングケアラーは、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題」が指摘(三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2020)
- ◆子どもの権利条約における「**育つ権利」が侵害**されている側面
- ◆国(厚生労働省・文部科学省、2021) も「関係機関・団体等がしっかりと連携 し、ヤングケアラーの早期発見・支援」の必要性を指摘
- → 本調査を実施することにより、鳥栖市のヤングケアラーの早期発見・早期対応に貢献できると考える。

3) 小中学校の児童に加え、幼児期の子どもを対象とした調査の重要性

- ◆ヤングケアラーに関する先行研究及び調査の対象は、主に小学生、中学生及び 高校生がほとんどである。
- → 就学前の幼児についての研究及び調査はほとんど行われていないことが指摘されている(赤瀬川、2022)。
- ◆本調査では鳥栖市の教育委員会、子ども育成課及び障害福祉課の協力のもと、 市内の小中学校の教員に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園(以 下「保育所等」の教員及び保育者を対象として調査を実施。

4) 福祉、医療、教育等の関係機関におけるヤングケアラーに 関する研修内容の検討

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」 (厚生労働省及び文部科学省、2021年)の報告

<現状>

- ①家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいこと
- ②福祉、介護、医療、教育等の関係機関における研修等が十分ではないこと
- ③地方自治体の現状把握が不十分であること
- ④ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための<u>窓口が明確でないこと</u>
- ⑤福祉分野では「介護力」としてみなされることがあること
- ⑥ヤングケアラーの社会的認知度が低いため、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないこと

く今後取り組むべき施策>

- (1) 早期発見・把握
 - ①研修等の推進 ②地方自治体における現状把握の推進
- (2) 支援策の推進
 - ①支援策の推進 ②関係機関連携支援
 - ③教育現場への支援 ④適切な福祉サービス等の運用の検討
 - ⑤幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
- (3) 社会的認知度の向上
- → 本調査では、小中学校の教員及び保育所等の保育者へ調査を行うことで、 教育及び保育現場におけるヤングケアラーの認知度向上を図るとと もに、地方自治体である鳥栖市が現状把握するための方策や教員や保育者を 対象とした研修等の検討へとつなげていく予定である。

5) ヤングケアラーの社会的認知度の向上

- ◆小菅ら(2022) ヤングケアラー当事者へのインタビュー調査結果からの提言
 - ①ヤングケアラーの学校生活をよりよくするための支援
 - ②社会と子どもや家族とをつなげる窓口としての支援

特に①の支援を実施するためには、教員がヤングケアラーの視点から子どもを理解し、寄り添うことが必要であると指摘している。

本調査において、小中学校の教員と保育所等の保育者を対象として調査を実施することにより、「ヤングケアラー」について周知し、理解を促していくことを目的とする。

◆三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021年)一般国民を対象とした調査
・「ヤングケアラー | について

「聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた人・・・29.8%

「聞いたことはあるが、よく知らない」・・・・・・・・22.3%

「聞いたことはない」・・・・・・・・・・・・・・・48%

本調査の結果については、教育関係者や福祉関係者だけでなく、一般市民も対象とした調査報告イベントを開催し、広く周知する予定にしている。この報告イベントでは、調査結果だけではなく、ヤングケアラーに関連する映画を上映することで多くの一般市民を集客し、ヤングケアラーについて広く周知するとともに、地域の中で子どもたちを見守り、支援する意識を醸成することを目的としている。

調査方法

対象者:鳥栖市内の小中学校の教員(担任)及び保育所・幼稚園・認定こども

園のクラス担任をしている保育者 1,345名

調査方法:質問紙による調査(回答者数 913名、回収率約 67.9 %)

調査時期:2023年7月~8月

調査項目:令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの

実態に関する調査研究報告書」令和4年3月・株式会社日本総合研

究所のアンケートを元に作成

なお、本調査は、「令和5年度鳥栖市市民活動支援補助事業」から補助金を受けて実施しています。

ヤングケアラーの定義

- ◆ヤングケアラーについての法令上の定義はない。
- ◆厚生労働省及び文部科学省

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に 行っている子ども」

◆日本ヤングケアラー連盟

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、 18歳未満の子どものこと」



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗 濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだい の世話をしている。



障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない家 族や障害のある家族のため に通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障害や病気のある家 族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル 問題を抱える家族に対応し ている。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障害や病気のある家族の身 の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだい の世話をしている。



障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。



家計を支えるために労働を して、障害や病気のある家 族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル 問題を抱える家族に対応し ている。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障害や病気のある家族の身 の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている。



目を離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない家 族や障害のある家族のため に通訳をしている。

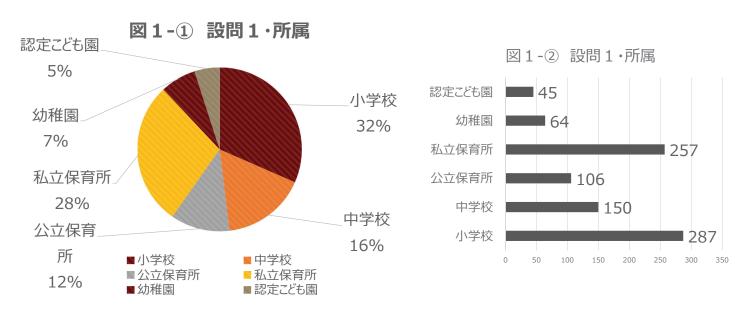
調査結果

- 8 -

1. 基本情報

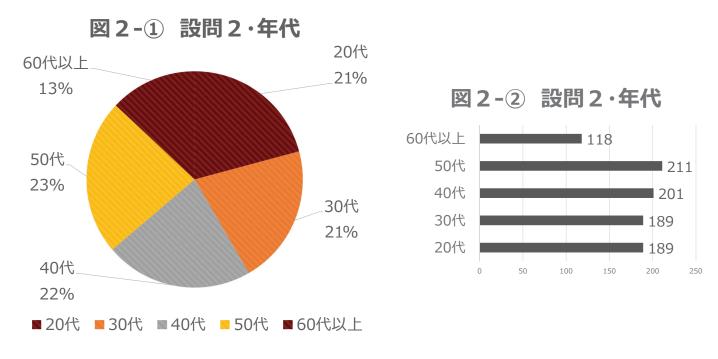
設問1. ご所属に○を付けてください。

1. 小学校 2. 中学校 3. 公立保育所 4. 私立保育所 5. 幼稚園 6. 認定こども園



設問2. 当てはまる年代に○を付けてください。

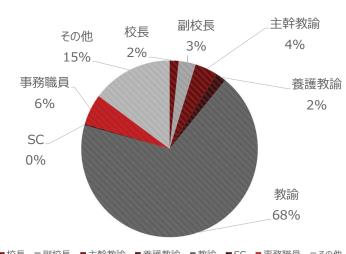
1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上

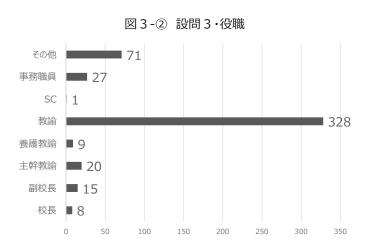


設問3-①. あなたの役職に該当するもの1つに○を付けてください(小中学校にご勤務の方のみお答えください。)

- 1. 校長
- 2. 副校長・教頭 3. 主幹教諭・指導教諭 4. 養護教諭・助教諭
- 5. 教諭・講師(クラス担任:小学・中学 年生・級外) 6. スクールソーシャルワーカー(SSW)
- 7. スクールカウンセラー (SC) 8. 事務職員 9. その他 (

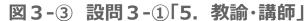
図3-1 設問3・役職

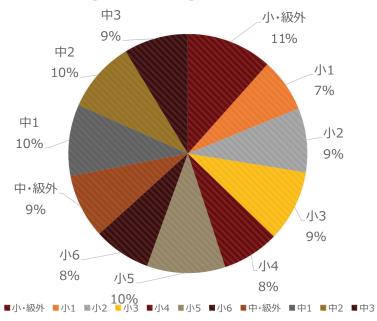




)

■校長 ■副校長 ■主幹教諭 ■養護教諭 ■教諭 ■SC ■事務職員 ■その他



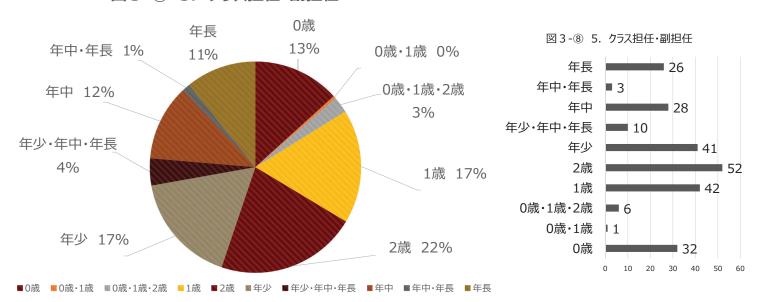


その他の職種	
スクールサポートスタッフ	1
会計年度	1
学校司書	1
看護師	1
教育業務	1
教員業務	1
支援員	21
調理師	1
特別教育	1
特別支援	6
非常勤講	1
保育士	8
保育士、主任児童員	1
保育士パート	1
用務員	3

設問3-②. あなたの役職に該当するもの1つに〇を付けてください。(保育所・幼稚園・認定こども園にご勤務の方のみお答えください。)

- 1. 園長 2. 副園長・教頭 3. 主幹教諭・主任保育士 4. 看護師
- 5. クラス担任・副担任(年長児・年中児・年少児・2歳児・1歳児・0歳児) * 縦割りクラスの場合は、該当するもの複数に0を付けてください。 6. 事務職員 7. その他

図3-⑦ 5. クラス担任・副担任

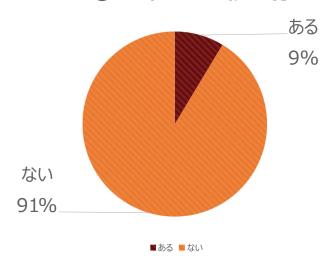


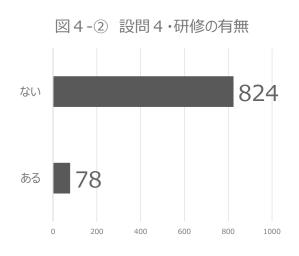
設問4. ヤングケアラーに関する研修等を受けたことはありますか? (ヤングケアラーに関する内容が研修内容に部分的含まれているものも含みます)

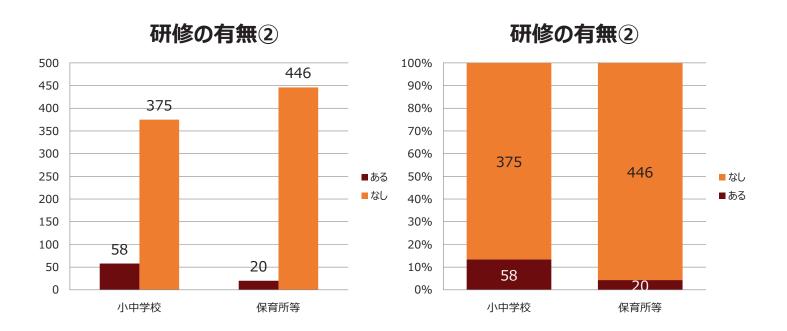
1. ある

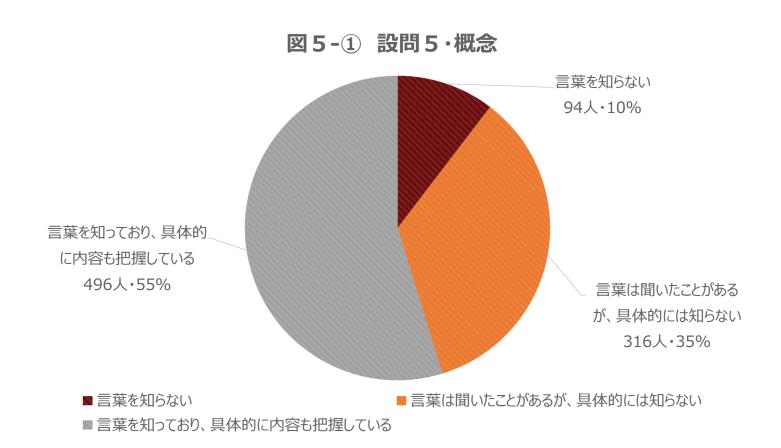
2. ない

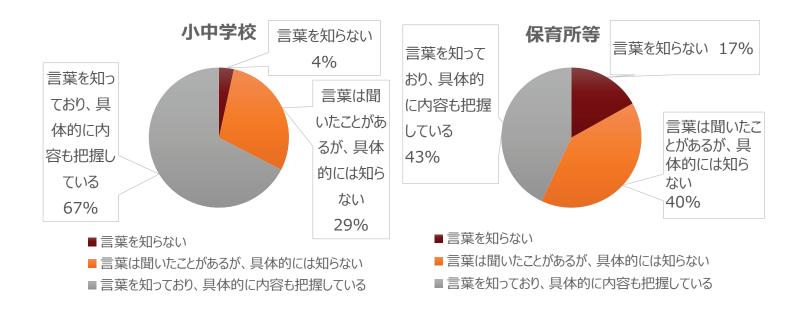
図4-1 設問4・研修の有無



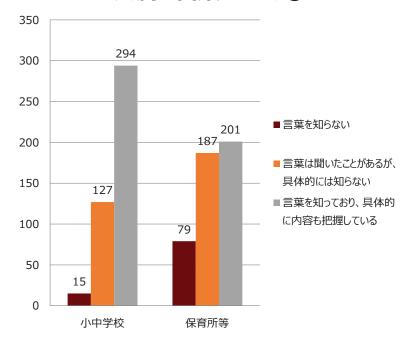








所属×言葉の意味②

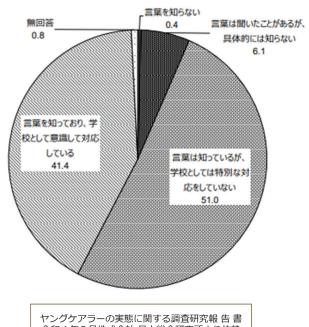


	知らない	聞いたこと はある	把握している
保育所等	▲ 79	▲187	▽201
小中学校	▽15	▽127	▲294

▲・・・統計処理した結果有意に多い ▽・・・統計処理した結果有意に少ない

- 13 -

図表 17 「ヤングケアラー」概念の認識

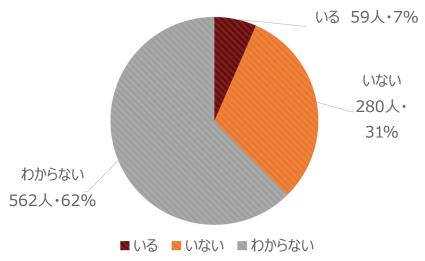


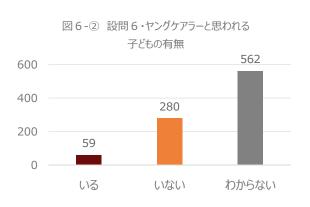
・全国調査の結果と比較し、鳥 栖市の教育・保育現場における ヤングケアラーに関する認知度は 低い。

令和4年3月株式会社日本総合研究所より抜粋

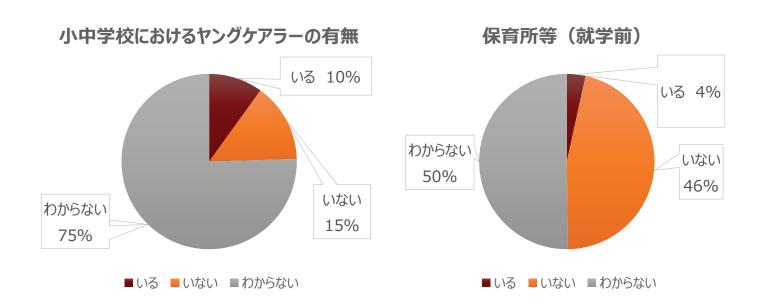
n=260

図6-1 設問6・ヤングケアラーと思 われる子どもの有無

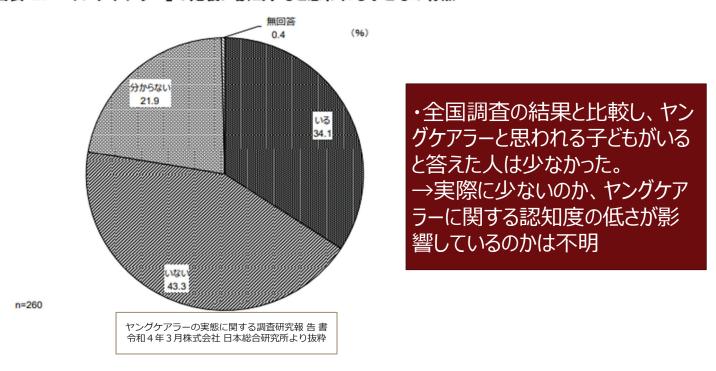




14 -



図表 20 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無



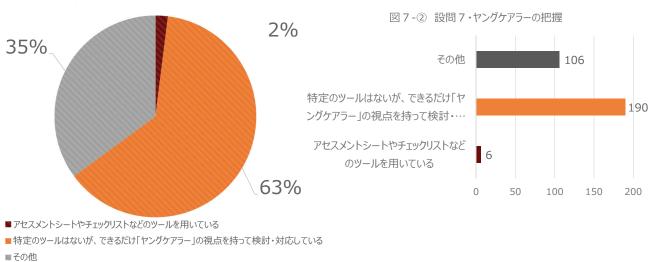
- 15 -

設問7.<u>設問6.で「1.いる」または「2.いない」と回答した方にお伺いします。</u>「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのように把握していますか。

(あてはまる番号<u>1つに</u>○を付けてください)

- 1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
- 2. 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
- 3. その他(





3. その他

自由記述による回答を内容によって4つの観点から以下のようにまとめた(以下一部抜粋)

(1) 日常の様子や家庭環境、保護者等との会話などから情報を収集している

という意見

- ・特定のツールはないが、見守っている
- ・子どもや保護者との会話
- ・子ども達の家庭の環境を把握している。
- ・保護者や地域の方等からの情報
- ・保護者との面談等

(2) 職員間や関係機関等との情報共有を通して情報収集しているという意見

- ・生徒指導等などの会議、民生委員等地域の方、SC、SWWなどの情報共有
- ・ケース会議を実施して検討した。
- ・小学校からの情報を聞いて把握している

(3) 当事者(子ども本人)からの情報により把握したという意見

- ・本人と話をしたり、日頃の様子から ・当事者(生徒)が軽く話した
- ・生徒との話 (コミュニケーション)

(4) 該当者が見当たらないためわからないという意見

- ・上記の「ヤングケアラーとは」を読んだ上で、子ども達の家庭環境を振り返ると該 当者が思い浮かばない為
- ・登園する子供の年令が低い為該当している児童は居ないと思う
- ・ヤングケアラーの子どもの対応や園にいたことがないため把握することができない
- ・年齢的にまだ子供たち自身が世話される立場のため、ヤングケアラーという可能性を感じたことがない。

設問8. <u>設問6で「1. いる」と回答した方にお伺いします。</u>ヤングケアラーと思われる子どもの状況は下記のうちどれですか。 (あてはまる番号すべてに○を付けてください)

	(めてはまる番号 <u>9~とに</u>)を付りてください	
1.	障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、 掃除など)をしている	15
	···	
2.	家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	54
3.	家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をして	
J.		10
	いる	10
4	目を離せない家族の見守りや声掛けをしている	12
5.	家族の通訳をしている(日本語や手話など)	8
6	アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応し	
0.		10
	ている	10
7	病気の家族の看病をしている	0
/ .	がメルクタが大り自治さしている	8
8.	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	8
.		_
9.	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	7
10.	その他	7
10.		/

設問9.<u>設問6で「1.いる」と回答した方にお伺いします。</u>ヤングケアラーと思われる 子どもについて、具体的に学校(園)以外の外部(児童相談所、教育委員会、役所、警察など)の 支援につないだケースはありますか。(あてはまる番号<u>すべてに</u>○を付けてください)

1. 児童相談所	7
2. 市役所	7
3. 教育委員会	9
4. 警察署	0
5. 外部の支援にはつないでいない(学校内 で対応している)	34
6. その他	7

設問10. 設問 6 で「3. 分からない」と回答した方にお伺いします。その理由をお教えください。(あてはまる番号<u>すべてに</u>〇を付けてください)

1.	学校(園)において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が 不足している	111
2.	不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に 関する実態の把握が後回しになる	73
3.	家庭内のことで子ども自身やその家族が問題を表に出したがらないため、 実態の把握が難しい	288
4.	ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していないため、実態把握が難しい	198
5.	「ヤングケアラー」と「家事のお手伝い」との区別がつきにくい	198
6.	その他	111

6. その他

その他の意見として、保育者や教員、担任以外(加配や級外)の職に就いているため、子どもとの直接的なかかわりがないまたは少ないからわからないという意見が多く見られた。以下それ以外の意見をまとめたものを示す(以下一部抜粋)。

<u>(1) 赴任または就職して間もない為子どもの家庭環境等を把握できていない</u> という意見

- ・就職してすぐ、フリーという立場上、各クラスの家庭事情まで目にする機会が少ない。
- ・転勤して日が浅いため、学校の児童のことをよく把握していないため。

(2) 未就学や低年齢のため把握が難しいという意見

- ・未就学児もヤングケアラーの定義に当てはまるのかが分からない。
- ・2~6歳の子ども達の幼稚園なので、どこかで「まさか」という思いがあること。

(3) 実態把握する調査やシステムがない、または家庭環境の把握が難しいた めという意見

- ・実態を把握するための、手段や、システムがない。
- ・家庭環境の詳しい状況を一人一人全員把握するのは難しい。
- ・実態調査も行われていないし、把握もできていない
- ・家庭調査票で見る限りでは、把握しづらいため。

(4)他のクラス等所属する全ての子どもの家庭の様子を把握していない(情 報共有ができていない)からという意見

- ・他のクラスの家庭について詳しくしらない。・全園児の家庭を知らない。
- ・自分が知る限りの児童の中にはいないが、他のクラスのことは分からないから、 「いない」とは言いきれない
- ・全ての生徒や保護者の家庭内の状況を詳細に把握するのは困難だから

(5) その他

- ・自分自身もヤングケアラーだったので他人には言えなかったから難しいです。
- 身近にいないため
- ・ヤングケアラーの支援はSCよりもSSWの業務だという認識が多く相談対象に挙がってきづらい
- ・いないと思いますが、「可能性も含めて」と書いてあり、「いない」と断定はできないと 思ったため、園児にはいなくても、兄や姉などがもしかしたらそうかもしれない家庭が あるかもしれないと思った。

設問11. 全ての方にご回答をお願いします。ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。(あてはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけてください)

1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること	568
2. 保護者自身がヤングケアラーについて知ること	706
3. 教職員(保育士等)がヤングケアラーについて知ること	700
4. 学校(園)にヤングケアラーが何人いるか把握すること	370
5. SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること	310
6. 子どもが教員(保育士等)に相談しやすい関係をつくること	604
7. 保護者が教員(保育士等)に相談しやすい関係をつくること	496
8. ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること	137
9. 学校(園)にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	396
10. 学校(園)がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること	355
11. ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること	267
12. 福祉と教育の連携を進めること	200
13. その他	10
14. 特にない	5

12. 福祉と教育の連携を進めること(具体的に)

- ・情報共有ができるように工夫する
- ・SSWなどの専門職の方や専門知識が備わっている自治体職員が直接各家庭に介入できるようなシステムを作る。
- ・進学・転校先への情報提供
- ・学校が気になる子は福祉と細やかに連携をとり見逃さないようにする
- ・福祉に関する支援や補助制度を教育機関が把握し、保護者とのつなぎの役目をする。
- ・とても表面化しにくいので介護や医療なども含めて主となる機関が責任を持って連携を進めて欲しい。
- ・SSWやSC、病院、学校が情報を共有する。
- ・SSW、SCがほぼ常勤で現場にいるとよい。(中現模校以上)
- ・必要な予算を確保し、行政が中心となって組織づくりを行うこと。
- 民生委員との情報交換。
- ・厚労省と文科省の横つながりをしないと、自治体でも無理
- ・福祉協議会は児童福祉も担っているので社協との連携をはかる。

・教育現場と行政(役所や社協など)、医療、専門家 (SSWやSC)、民生委員などとの連携が必要との意見が多数

13. その他

- ・ヤングケアラーが担う役割を代わってくれる人を無料でいつでも派遣できる機関の設置
- ・幼保小中での被害防止対策会議は行われているので、同じような会議があると良い。その中で 事前に専門の方よりの研修もしくは、会議に参加して頂くとなお良いと感じる。
- ・有資格者が警官と訪問する。警官がいないと追い返されたり罵声を浴びる為。
- ・ヤングケアラーの実態把握の仕方を知る。
- ・学校にたよらずに発見→支援の手順を確立し、実践すること。
- ・警察の生活安全課との情報交換や共有。
- ・教育機関以外の対応を考慮すること。
- ・保育園から高校までの教育費完全無償化、介護サービスの充実
- ・国が予算をつけて、子どもが介護や労働をしなくてよいように仕組みをつくるべき。
- ・市に相談できる窓口や専門職の配置が充実すること

設問12. ヤングケアラーに関してご自由に意見をお書きください。

- <u>(1) ヤングケアラーについて広く周知する必要性についての意見</u>
- (2) 自分自身がよりヤングケアラーについて知る必要についての意見
- (3) 子どもたち自身や保護者がヤングケアラーについて知る必要についての意見
- (4) 家庭環境などヤングケアラーの実態を把握することの困難さについての意見
- (5) 相談窓口の設置など当事者や家族が相談しやすい環境の整備の必要についての意見
- (6) ヤングケアラーに対する支援体制の構築の必要についての意見
 - i) 幼稚園や小学校等内の支援体制について
- ii) 行政・学校等・地域連携による支援体制について
- (7) ヤングケアラーが生じないための環境作りについての意見
- (8) 自身の今後の取り組み方や考え方についての意見
- (9) 周囲の大人がヤングケアラーに気付くことの重要性についての意見
- (10) 自身の体験についての記述

(1) ヤングケアラーについて広く周知する必要性についての意見

- ・ヤングケアラーの認知度が社会的にまだ低い。支援を強化する為には、同時に啓発活動を広め、 社会の意識を変えて行く事も重要とか思います。
- ・当事者はお世話したりする環境が日常の生活になってしまい、自分が"ヤングケアラー"だと気付いていない人もいると思う。ヤングケアラーという言葉が広く知れ渡ることで救われる人も増えると思う。

(2) 自分自身がよりヤングケアラーについて知る必要についての意見

・家庭の事を把握する難しさもありますが、子供達がいる現状を知ること、分かることで出来る支援も増えると思います。子供達自身にとってもデリケートな課題であるため、まずは自身が知識をふかめていかなければと思っています。

(3) 子どもたち自身や保護者がヤングケアラーについて知る必要についての意見

・子ども自身が家事や家族の世話をすることが当たり前と考えてしまう実状がある。その認識を変えていくことが大切だと思う。

(4)家庭環境などヤングケアラーの実態を把握することの困難さについての意見

・家庭の事が、学校では分かりづらくなっている。(家庭訪問等の中に)それだけに、福祉・学校の連携は必要であり、重要な課題だと思う。これは虐待やネグレクト等についても言えることだと思うが、難しい問題である。子供自身がSOSを出してくれると早く対応できると思うが、それもなかなか難しいのが実情である。

<u>(5)相談窓口の設置など当事者や家族が相談しやすい環境の整備</u> の必要についての意見

- ・子どもは、自分の現状が、あたり前なので、困り感が出にくいと思われます。ただ、福祉のサポート 先が、はっきり分からないから、親も、頼り先が分からない。そこが問題だと思う。親が他に頼れない から、子どもに頼るのではないかと思う。行政の相談先がむずかしい。
- ・生徒も保護者もヤングケアラーについて多少は認識していても、実際自身らがそうでは無いと思い込んだり、思いたくない(違う)という考える人もいるかと思います。すぐに助けを発信できる機関や家庭内の事情を気軽に相談できる窓口も身近にあれば、ヤングケアラーの子供達に早く気づいて少しでも力になることが出来るのではないでしょうか。

<u>(6) ヤングケアラーに対する支援体制の構築の必要についての意見</u>

i) 幼稚園や小学校等内の支援体制について

・現在、支援級を担任をしているので、クラスの児童と交流学級の児童の観察をしています。保護者と連絡を取り合う中で、児童の帰宅後のこと、休日のすごし方について会話を通して、情報を最新にしています。 本校に相談機関ができたとしても全てを把握することは難しいかもしれません。それでも、児童と保護者、教職員には、ヤングケアラーのための入り口として、知らせる効果はあると思います。働き方改革から考えると、教職員以外のSSW-SCで関わってくださると専門性の視点で、柔軟に対応できると考えます。

ii) 行政・学校等・地域連携による支援体制について

・様々なケースがあると思うので具体的な提案は思いつきませんが、ヤングケアラーの問題を耳にする 度に大人として心が痛みます。経済的な支援の元に教育を安心して受けられる権利、青少年とし て普通に過ごせる時間、子ども達が望む未来への扉が開ける様に、学校、行政、地域のボランティ ア等、連携して、支援することが大切かと思います。

(7) ヤングケアラーが生じないための環境作りについての意見

・理由にはならないが、共働きやシングル家庭等、家庭の事情によっては本当にどうしようもないことがある。保護者も決して子どもをヤングケアラーにしたいわけではないが時間的、金銭的余裕がなく現状どうしようもないケースも多いと思う。その家庭を攻めるのではなく、どうすれば(周りにも負担無く)支えられるのか考えていきたい。

(8) 自身の今後の取り組み方や考え方についての意見

- ・保育園でのヤングケアラーは、今のところいないと思うが、きょうだい児が多く、特に年子などで保護者の負担が多く見られたり、年長・年中児の子どもたちに下の年齢の子どもたちのお世話をさせるなどの負担がないかについては、園全体で子どもたち、保護者の様子を見守る必要があると思う。普段から、保護者がいろいろなことでの相談がしやすい環境を作れるように心掛けて、保育をしていきたいと思います。
- ・本校児童の家庭はおちついていて、ヤングケアラーの情報はありません。しかし、保護者などの家族の状況が今後急にかわることも考えられます。学校として子どもたちの状況を知り、担任は子どもの変化に気づくなど高い鋭いアンテナをはっていないと改めて思いました。地域の方の力もかり、いろいろな方面からも子どもたちをしっかり見ていきたいと思います。

(9) 周囲の大人がヤングケアラーに気付くことの重要性についての意見

・ヤングケアラーになってしまった子供は、その状況が普通ではないと気付く事がないまま、受け入れてしまうと思うので、大人が気付いてあげる。子供が相談できるような環境を作る。社会で手助けをする事が必要だと思います。ヤングケアラーのまま、大人になった時、きずついてどこかで反動がくると思います。

(10) 自身の体験についての記述

・自分自身も高校生時代、父親は単身赴任、病弱な母親と二人暮らしで、家事全般を引き受け、辛い日々が続きました。一番辛いと感じたのは、次の日の朝がくることでした。朝起きて来れない母に代わり、「昼食用の弁当作り」の大変さ。他人には知られたくない「家庭の事情」誰にも相談できない辛さがありました。時が過ぎ、自分も母親となり、我が子には『決して辛い思いはさせない」「迷惑をかけない」と肝に銘じ、健康維持して、今日まで生きています。いつしか、TVで目にするようになったACジャパンのCM。他人は小さな問題かもしれませんがその家族にとっては大きなつらい問題であることを伝えてくれるCMで心が痛みます。幼いころの痛感は癒えません。今の時代、あらゆる「ヤングケアラー」が世の中に出てきています。「もしや・・・」と感じたら「相談に乗るよ!」の声掛けも大事だと感じました。

総評

- ◆ヤングケアラーに関する認知度の向上を目的とした
 答発活動の必要性がある。
 - → 県や市を中心とした行政や関連する民間団体も含め、教育・保育分野だけではなく、広く一般に対してヤングケアラーに関する啓発活動を行うことが必要。
- ◆子どもやその保護者に対しても啓発活動を行う必要性がある。
 - → 子どもや保護者が相談する前提としてヤングケアラーであることの認識が必要と なることから、子どもや保護者に対しての啓発活動は不可欠。DVや児童虐待等 との関連も含め、子どもの人権擁護という観点からの啓発活動が必要。

- ◆小学校及び中学校の児童だけではなく、就学前の幼児及びその家庭についてもヤングケアラーという視点を持って保育・教育する必要性がある。
 - → 本調査の結果から、就学前の幼児においてヤングケアラーの幼児がいる可能性が示唆された。また、小中学校よりも保育所等で働く人ヤングケアラーに関する認知度が低かったという結果も踏まえ、幼児期の子ども及びその保護者を含めた啓発活動や支援活動が必要
- ◆学校や保育所等だけではなく、行政(市役所や社協など)、医療、関連する専門家(SSWやSCなど)との連携の必要性がある。
 - → 自由記述で多く見られた意見として、学校現場だけでは早期発見及び対応は 難しい状況にある。専門機関及び専門家との連携は不可欠

- ◆ヤングケアラーの早期発見・早期支援を実現するための<mark>体制構築</mark>の必要性がある。
 - → ヤングケアラーを子どもの人権問題として捉え、その他DVや児童虐待などの問題と合わせて、子どもの人権を守るという視点に立った早期発見・早期支援が必要
 - → 早期支援を考える上で、自由記述でも述べられていたが、経済的な問題や介護との関連などが推測される。既存の制度にどのようにつなげるのか、また新たな制度も必要となるかどうかも含め検討する必要がある。そのためには今回実施した教員や保育者等を対象とした意識調査ではなく、実態調査を行い、実態把握を行い、支援体制の構築へとつなげていく必要がある。

ご清聴ありがとうございました。

<お問い合わせ> 特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会すみか

佐賀県鳥栖市儀徳町 3262 番地 1 電 話 0942-83-7638 メール info@npo-sumika.jp